

第14回金沢家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成22年11月25日午後1時30分から午後4時00分まで

2 場所

金沢家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

稲手信次，大野重國，小川甚次郎，坂本英之，武山雅志，建石直子，長野幸浩，平林慶一（委員長），宮西香，宮野敬，本山直美，山井秀樹（五十音順，敬称略）

(2) 事務担当者等

小峰首席家裁調査官，森下次席家裁調査官，伊藤首席書記官，寺嶋事務局長，川岸主任書記官，齊藤総務課長，七浦総務課長補佐，山田庶務係長

4 議事

(1) 委員長開会あいさつ

(2) 新任委員等の紹介及びあいさつ

(3) 議事公開についての確認

議事の公開方法等については，従前どおりとされた。

(4) 本日のテーマ「成年後見制度について～利用しやすくするための工夫例と広報のあり方～」について，委員長から趣旨説明

(5) 配布資料

ア パンフレット（成年後見制度）

イ 申立書セット

ウ 成年後見人となられた方のためのQ&A（パンフレット）

(6) 事務担当者による説明

ア DVD「成年後見」視聴

イ 金沢家裁における工夫例について

(7) 意見交換

（発言者／●委員長，○委員，□事務担当者）

事前に配布した別紙話題事項をもとに委員から意見を伺った。

- 石川県社会福祉協議会では、認知症、知的障害者、高齢者を対象に日常生活自立支援事業を行っており、金銭管理の支援もしている。石川県で平成21年に新規契約をしたのは60人である。日常生活自立支援事業が取り扱う金銭管理は、成年後見と密接に関わっており、裁判所との連携が必要と考えているが、予算が必要であるため、あらかじめ任意後見契約をしてもらうなど皆で支え合う制度ができないか検討の必要性を感じている。
- 後見を必要としている人はどのくらいいて、実際にはどのくらいの人が利用しているのか。
- 全国の申立件数は、平成21年度は2万7397件であり、前年度比3.5%増である。金沢家裁でも同様に増えている。
- 成年後見制度という言葉自体になじみがなく、配布資料で初めて知った。国が、義務教育の段階で、このような制度があることの説明をするなどして周知徹底しなければいけないと思う。
- 銀行や病院等でもっと説明やPRしたり、介護やヘルパーを付ける段階で親族にPRするなどしてはどうか。また、この制度は書類も多いし、普通の家庭で後見人ができるだろうかと感じる。親族以外の第三者を後見人に選任することはあるのか。それは、どのような場合か。
- 第三者後見人は、選出された後見人のうち、全国では平成21年に36%、金沢管内でも同年で35%である。平成22年1月から6月では、全国で40%を超え、金沢管内でも40%に近い数字となっている。第三者後見人に選任されているのは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士などである。
- それらの職業の方は、後見人を生業とされている訳ではないのか。一人で何人も後見人をしていたりするのか。
- 職種によっては、一人で10人の後見人になっているような人もいる。選任の目安としては、訴訟が予定されたり親族内の調整が必要な場合は法律の専門家である弁護士や司法書士を、財産が多い場合は税理士を、身上監護が必要な場合は社会福祉士をというように配慮している。各機関に推薦依頼をして適任者の推薦を受けて選任している。
- それは、申立人が第三者を後見人としてくれという希望を出すのか。

- そういう場合もあるし、事案によっては、親族後見人を希望していても第三者後見人を選任する場合もある。最終的には裁判所の判断により選任することになる。
- 後見人への報酬はどうなっているのか。
- 管理する財産の多寡によるが、ひと月1～3万円程度の負担という説明をしている。
- 親族では負担が多いため、もっと第三者後見人を選任すれば制度の利用が進むのではないかと思う。後見人に第三者を選ぶことができるという点をPRしてはどうか。
- 申立人が第三者後見人選任を希望するときは本人の財産が一定程度ある場合が多いので、その希望への対応は比較的容易である。それよりも、親族後見人を希望した申立ての場合に、本人のための金銭管理がしっかりできるのか、親族間で紛争が生じないかという観点から第三者後見人を選任するときの審理のほうが、大変な場合が多い。
- 申立ての書類を揃えるのはかなり大変なことだと思うので、手続書類をプロに作ってもらうことができないかと思う。
- 申立てのための書式はすべて関係団体に配布しており、かなりの範囲でこの書式を利用してもらっている。
- 弁護士会にも申立書式は配られている。弁護士としては、成年後見申立ての依頼そのものもあるし、弁護士の仕事をしている中で、例えば、遺産分割などの事件で相続人の一人に判断能力がないような場合や、交通事故による重い障害を持つ人が損害賠償請求をする場合に、成年後見を申し立てることがある。一般の人の申立て端緒はどのようなものか。それが分かればそこにかかわる機関にもう少し説明したりできるのではないか。また、裁判所に来れば親切に説明を受けたり、書類をもらえたりするというだけでも分かれば、敷居が低くなるのではないか。
- 申立ての動機としては、金融機関からお金を下ろしたいというもの、遺産分割、施設との介護保険契約の締結が多い。また、司法書士や病院、施設のほか、金融機関からこの制度を知ったという来庁者が多い。
- 石川県社会福祉協議会の利用者は200人いる。そのうちの8割は生活保護を

受けているか住民税非課税の人である。低所得者の場合、身寄りがなければ市町村長が申立てをして後見人を選任してもらっている。財産がない人については、財産管理よりも身上監護のほうが主となるため、二つの役割を司法書士や弁護士にしてもらうのは難しいと思う。そこで、生活や法的な相談ができる市民後見人の育成が課題となるかと思う。裁判所には、関係機関との協議会を頻繁に企画、実施してもらい、ケーススタディを各市町村に流してもらいなどの協力をしてもらいたい。

- 自治体の長の申立ては、平成21年では、全国で約2500件、全体の9%ではあるが、増えてきている。石川県内の申立ても20件近くある。自治体によっては、担当者の交替によりノウハウがうまく伝わらないこともあるということなので、裁判所としては、研修会や勉強会に講師を派遣するなどしたい。
- 予算措置が必要になることなので、自治体がどのように考えているかにかかってくることもある。市民後見人の要請については急務であると裁判所も考えている。
- 身寄りもお金もない方の第三者後見人には、報酬の問題もあるため、ボランティア的な市民後見人が必要となっている。その育成は自治体をお願いするしかないところだが、裁判所としてもバックアップはするつもりである。
- 金沢には市民後見人となる組織はないのか。
- 今はない。全国的には、市民後見人が活躍している自治体があるとは聞いている。石川県にはまだ動きはないが、福井県では動きがあると聞いている。
- 市民後見人の必要性については十分認識しているが、裁判所のできる広報、案内という観点からみると、裁判所が直接市民後見人の必要性をPRするような立場にはない。直接裁判所が育成を行える事柄ではないため、行政サイドで手を携えてやってもらうしかない問題だと思う。
- 石川県の社会福祉協議会としても、積極的に取り組んでいかねばと考えている。
- 成年後見制度を利用する端緒を把握すれば、広報先の参考になるという話が出たが、成年後見制度に関する広報として、金沢家庭裁判所では、社会福祉協議会、司法書士会、税理士会等の各種団体や、障害者の子を持つ家族会などが開催する成年後見制度の研修会や勉強会等に、これらの団体からの要請に応じて、主任書記官や家裁調査官などの職員を講師として派遣している。平成21年度は12会

場に12人の職員を、また、今年度は本日までに10会場にのべ13人の職員を派遣している。また、毎年10月1日からの1週間を「法の日」週間として裁判所の役割等について広報活動を行っているが、今年は、「成年後見制度説明会」を実施した。一般公募した参加者約30人に対し、裁判官、弁護士、司法書士及び裁判所職員が同制度の内容を解説し、互いの業種を超えて制度の周知に努めた説明会である。参加者からは多くの質問が出され、改めて制度のニーズを痛感した。このように、成年後見制度の周知をはじめとする広報活動について、真に国民のニーズに応えられているのか、よりよいアイデアはないのか等、日々の業務の中で検討を行う必要があると考えている。

- 健康な高齢者でも、今後もし自分が認知症になったらという不安を抱えているので、関心は高いと思う。本当はそれらの年齢層の人が制度を知っておいて、あらかじめ頼んでおくということがあってもいいのではないかと思う。もっと早くからこのような制度があることを本人自身が知っていれば、セッティングできるのではないかと思う。
- 今年6月には民生委員対象の学習会もあった。民生委員は身寄りのない方とのつながりも深く、そこでは、地域包括センターや自治体の窓口にかかるといことが話題になった。
- 一般の人が申立てをしようとした場合、地域包括支援センターへ行かなければいけないのか。
- 地域包括支援センターは、実際に後見制度を必要としている人が支援を受けるところであって、成年後見の申立てをしたい場合は裁判所に来ていただければよいと思う。
- そもそもどういう手続が必要で、どこに相談に行けばいいのかが不明確である。
- 市役所の福祉窓口に行けば、相談の内容に応じて、地域包括支援センターや社会福祉協議会を紹介していただけると聞いている。
- 入口部分が一般の人には分かりにくい。
- 孤立した高齢者がどこにいるか把握している民生委員に知ってもらうことが必要なのではないか。
- 実際に民生委員の集まりで研修させてもらったことがあるが、それをきっかけとして他の地区の民生委員から講習の依頼があった。

- 医療行為に関する同意はできないと聞いている。施設に入所する場合の同意も含め、身分専属的な行為について、親族間でも争いがあるような場合、施設側ではどうしたらいいかという悩みがある。制度的な問題だが、施設や医者立場としては非常に困っている。
- 施設に入所させるか否かは後見人の権限であるが、入所後の手術などの医療行為は、後見制度の守備範囲外のことであり、これは親族で相談して対応いただくしかない。
- 施設に入所している方の後見人の権限の範囲について迷うところである。
- 様々な事柄が日々起きるので、後見人が対応できる範囲について、ここで包括的に説明することはできない。一身専属的な、本人の意思を反映させなければいけない行為は、後見人の権限の範囲外と説明せざるを得ないが、健康診断のようなものは、施設との間の契約により対応することができるであろう。
- 裁判所に申立てに来たけれども、申立てをやめたという話はないのか。
- 申立てのために揃える書類が多く、一度後見が開始されたら容易にはやめられないこと、本人の権利に制約が加わるなどの理由から、申立てをやめるという場合もある。
- そのあたりがこの制度の利用者が増えない理由ではないか。
- 利用者は市役所で住民票の交付を受けるくらいのもりで来られるのだが、最初のビデオと説明で1時間くらいかかると、手続を面倒に思う方も多い。
- それだと普通の人には利用しないような気がする。
- あまりにも手続が煩雑である。制度が始まって10年経つようだが、平成17年の国勢調査では、65歳以上の人口が2567万人、そのうち判断能力に問題があると予想されるのは二百何万人のところ、成年後見制度の利用人数が12万人である。利用者が増えないのはPR不足ではなく、制度そのものにあるのではないか。
- もっと手軽な後見人というのは考えられないか。例えば、文化財に指定されると、指定後はその改修等に制限がかかり、縛られることから、指定を受けることを嫌がるといったことを聞く。これと似たような話だと思った。文化財の場合は、登録文化財制度を新しく作り、国が登録だけを行う。登録後の縛りは認定証をつけることだけで、改修もできるし、登録をはずすこともできる。こうやって国が

下支えをして、文化財が消えるのを防ぐ働きをしている。これと同様に、財産管理にしても、すべての財産を管理するのは非常に荷が重いため、家族がいるのであれば、生活費や介護費のみを管理するとか、後見人になっても何らかの形で解除しやすくするとかいうことも考える必要があるのではないか。ところで、なぜ後見人に一回なるとやめることはできないのか。

- 成年後見制度は、そもそも本人を保護する目的が根幹にあって、遺産分割、財産管理などは、申立てのひとつのきっかけにすぎないものである。後見が開始されて後見状態にある人を保護するというのが根底にあるので、後見人によって、継続的に適正に財産管理をしていく必要がある。
- 本人の行為能力が「なし」と認められる場合に、最も適任と考えられる他人に財産管理のすべてを委ねることにして、本人を保護しようとする制度であることや、財産管理に求められる継続性の要請から、後見人が頻繁に替わるという事態になると本人の十分な保護が期し難いことになる。後見人の都合で自由に辞任できるという制度にはなっておらず、後見人に正当な事由がある場合に限り、裁判所の許可を得て辞任できる。
- 家庭裁判所が行う後見人の監督について説明させていただくが、従前は、後見人に何年か毎に出してもらった報告書に、通帳のコピーをすべて付けるなどの運用をしていた。最近は添付書類が多くなりすぎないように配慮し、簡易な方法で報告をしてもらうよう工夫している。
- 後見人に悪意はないが公私混同する、また逆に、悪意をもって財産を流用したりするといったことは多いのか。
- 実際に何件かはある。悪質で流用金額も多額であれば告発事案になることもある。後見人に不正があった場合には後見人を解任したり、後見監督という制度を利用して、第三者の後見監督人に委ねる場合もある。後見人が不正を働く恐れがあったり、裁判所に報告をなかなか出さなかったりする場合には、裁判所が後見人を呼び、指示したり指導したりするなど、裁判所が職権で後見監督を行うこともある。そのようにしていても、不正が起きないように、気を付けてやらねばと思っている。

(8) 裁判所の新庁舎について概況説明

(9) 委員長閉会あいさつ

5 次回期日及びテーマ

(1) 期日

平成23年5月26日(木)

(2) テーマ

未定